

令和4年度

第1回 市川市国民健康保険運営協議会

日時:令和4年7月29日(金)

午後1時30分～

会場:第1庁舎 第1委員会室

次 第

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 議 題

(1) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について (報告)

○減免申請期限の特例措置

(2) 令和3年度事業報告

(3) 市川市国民健康保険特別会計の財政状況について

(4) その他

4. 閉 会

(1) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）

資料1

○ 減免申請期限の特例措置(令和4年6月議会)

1. 報告事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」)の減少が生じた世帯等に対して行う国民健康保険税の減免(以下「コロナ減免」と表記)については、特例措置として、国が減免した国民健康保険税額に対して財政支援することが示されたことから、国の方針に沿った国民健康保険税の減免を令和2年度から実施してきました。

この度、令和4年度分のコロナ減免に対しても、引き続き、国が財政支援する方針が示されたことから、国の方針に沿った国民健康保険税の減免を実施するため、令和4年6月議会において条例改正を行いました。

【令和4年度分の国民健康保険税の減免に対する国の財政支援の内容】

令和4年度分の保険税の減免総額が、市町村調整対象需要額に占める割合に応じて、減免総額の10分の10又は10分の6又は10分の4が国庫補助金として交付される予定です。(本市は10分の4に該当見込)

※過去の財政支援割合

- ・令和2年度 10分の10
- ・令和3年度 10分の10 (当初10分の4の見込みも、最終的に全市町村が10分の10に増額された。)

2. 報告の趣旨

令和4年度も国の財政支援が得られることからコロナ減免を実施すること、また、これまでの減免実績について報告するものです。

3. 減免の概要

国民健康保険税の減免は、所得減少により担税力を著しく欠いた場合等に納期限の7日前までに申請することを条件に認められるものであり、従来からある制度です。

コロナ減免については、対象所得等が限定されているものの、担税力の欠如や申請期限を納期限の7日前までとする従来からの減免要件が不要となっている点で要件が緩和されています。

4. 改正の内容

【申請期限の特例】

新型コロナウイルス感染症の影響を原因とする令和4年度分の国民健康保険税の減免については、適用期間内であれば遡って申請(通常は納期限の7日前までに申請が必要)ができるようになったもの。

【適用期間】

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5. 減免の対象者及び減免割合

【対象者】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のiからiiiまでのすべてに該当する世帯
 - i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - ii 前年の所得金額が1,000万円以下であること
 - iii 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【減免割合】

①について

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
制限なし	全部

②について

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

6. 本制度に基づく減免実績

令和4年5月末時点

年度	減免総額	申請件数	認定件数	否決等
令和2年度	64,356,900 円	557 件	356 件	201 件
令和3年度	12,032,400 円	130 件	91 件	39 件

《否決等の主な理由》

- 収入減少が30%未満であった。(「前年中の所得が0円であった」を含む)
 - 自己都合退職など、新型コロナの影響を原因とする失業・収入減少ではなかった。
 - 主たる生計維持者の収入減少ではなかった。
 - 必要書類の提出がなかった(提出書類の不備)。
 - 申請期限経過後の申請であった。
- など

(2) 令和3年度事業報告

資料2-1

1. 国民健康保険運営協議会の開催状況

第1回 書面開催(令和3年7月12日(月)～26日(月))

- (1) 会長・副会長の選出について
- (2) 市川市国民健康保険関係条例の一部改正について(報告)
 - 減免申請期限の特例措置(コロナ減免)の継続
 - 傷病手当金を定める条文の整備
- (3) 令和2年度の事業報告について

第2回 Web開催(令和4年1月28日(金)午後3時～)

- (1) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について(諮問)
 - 医療分及び支援分の課税限度額の引き上げ
- (2) 市川市国民健康保険関係条例の一部改正について(報告)
 - 子ども(未就学児)に係る均等割額の軽減措置の導入
 - 出産育児一時金の支給額の改定
- (3) 令和4年度市川市国民健康保険特別会計予算(案)について

2. 加入の状況

(令和3年度末時点)

区分	市川市全体	国保加入者	加入率
世帯数	252,049世帯	61,609世帯	24.4%
人数	491,545人	88,122人	17.9%

※国保加入状況は、令和2年度末と比較して ▲1,434世帯(▲2.3%)、▲2,925人(▲3.2%)となっています。

3. 国民健康保険税率等(令和3年度)

	医療分	支援分	介護分
所得割額	7.30%	1.45%	1.50%
均等割額	12,000円	6,800円	10,800円
平等割額	20,400円	—	—
課税限度額	630,000円	190,000円	160,000円

※課税限度額は、令和2年度と比較して、医療分が2万円、介護分が1万円引き上げられました。

4. 医療費負担の割合

自己負担割合	
未就学児の被保険者	2割負担
小学生以上70歳未満の被保険者	3割負担
70歳以上74歳までの被保険者	2割・3割(所得額に応じて)負担

※令和2年度からの変更ありません。

5. 任意給付事業

給付事業(任意)	
出産育児一時金	42万円
(産科医療補償制度未加入)	40万4千円→40万8千円
葬祭費	5万円
(非課税)	7万円

※産科医療補償制度の掛金の引下げに伴い、令和4年1月1日以降の出産から40万8千円に引き上げられました。

令和3年度 国民健康保険特別会計決算状況

資料2-2

(単位:円)

歳入		款	予算現額	決算額	増減額	収入率
1		国民健康保険税	8,657,583,000	8,636,537,304	△ 21,045,696	99.8%
2		使用料及び手数料	141,000	142,510	1,510	101.1%
3		国庫支出金	15,653,000	15,728,000	75,000	100.5%
4		県支出金	27,073,591,000	26,650,230,132	△ 423,360,868	98.4%
5		財産収入	641,000	640,944	△ 56	100.0%
6		繰入金	4,442,526,000	4,400,000,000	△ 42,526,000	99.0%
7		繰越金	95,112,000	95,112,269	269	100.0%
8		諸収入	286,006,000	268,655,146	△ 17,350,854	93.9%
		計	40,571,253,000	40,067,046,305	△ 504,206,695	98.8%

(単位:円)

歳出		款	予算現額	決算額	不用額	執行率
1		総務費	645,751,000	625,004,496	20,746,504	96.8%
2		保険給付費	26,883,092,000	26,423,313,262	459,778,738	98.3%
3		国民健康保険事業費納付金	12,031,708,000	12,031,705,705	2,295	100.0%
4		共同事業拠出金	8,000	795	7,205	9.9%
5		保健事業費	373,638,000	325,578,213	48,059,787	87.1%
6		基金積立金	550,641,000	550,640,944	56	100.0%
7		諸支出金	76,415,000	63,196,262	13,218,738	82.7%
8		予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0%
		計	40,571,253,000	40,019,439,677	551,813,323	98.6%

歳入 40,067,046,305円 (400億6,704万6,305円)

歳出 40,019,439,677円 (400億1,943万9,677円)

差額 47,606,628円 (翌年度へ繰越)

令和3年度 現年度分の所得階層別状況

所得階層	課税額	世帯数	割合
未申告者	千円 230,883	世帯 13,592	% 19.90
0 ～ 43 万円未満 (0 ～ 98万円)	60,110	4,771	6.99
43 ～ 100 万円未満 (98 ～ 155万円)	259,770	7,025	10.29
100 ～ 200 万円未満 (155 ～ 297万円)	1,228,575	14,844	21.74
200 ～ 300 万円未満 (297 ～ 430万円)	1,386,687	9,864	14.44
300 ～ 400 万円未満 (430 ～ 555万円)	1,121,588	5,898	8.64
400 ～ 500 万円未満 (555 ～ 678万円)	832,368	3,636	5.32
500 ～ 600 万円未満 (678 ～ 789万円)	572,767	2,308	3.38
600 ～ 700 万円未満 (789 ～ 895万円)	422,507	1,567	2.29
700万円以上 (895万円以上)	1,847,419	4,784	7.01
合計	7,962,674	68,289	100.00

※所得階層欄の上段は所得金額、下段カッコ内は給与収入金額

軽減状況

	世帯数	被保険者数	軽減額
	世帯	人	千円
7割軽減	19,671	23,956	664,186
5割軽減	7,688	12,145	218,115
2割軽減	6,630	10,857	84,263
合計	33,989	46,958	966,564

限度額超過世帯

	世帯数
医療分	世帯 1,287
支援分	660
介護分	370

限度額に達する所得金額(概算)

【医療分】(63万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	
1人世帯	8,516,301	10,466,301
2人世帯	8,351,918	10,301,918
3人世帯	8,187,534	10,137,534
4人世帯	8,023,151	9,973,151

【支援分】(19万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	円
1人世帯	12,964,483	14,914,483
2人世帯	12,495,517	14,445,517
3人世帯	12,026,552	13,976,552
4人世帯	11,557,586	13,507,586

【介護分】(17万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	円
1人世帯	10,943,333	12,893,333
2人世帯	10,223,333	12,173,333
3人世帯	9,503,333	11,453,333
4人世帯	8,783,333	10,733,333

令和3年度 保険給付費の状況

資料2-4

(一般被保険者分)

(単位:円)

区 分	予算現額	決算額	不用額	1人当たり平均給付費	執行率
療養給付費	232,565,563,156	22,675,253,214	209,890,309,942	251,600	9.8%
療養費	316,712,000	278,651,869	38,060,131	3,091	88.0%
高額療養費	3,244,986,574	3,244,986,574	0	36,005	100.0%
高額介護合算療養費	7,408,000	5,053,584	2,354,416	56	68.2%
移送費	50,000	0	50,000	0	0.0%
小 計	236,134,719,730	26,203,945,241	209,930,774,489	290,754	11.1%

※1人当たり平均給付費は、令和3年度の一般被保険者数年度平均の90,124人で決算額を割った金額としています。

(退職被保険者等分)

(単位:円)

区 分	予算現額	決算額	不用額	1人当たり平均給付費	執行率
療養給付費	6,906,752	6,906,752	0	1,726,688	100.0%
療養費	20,000	0	20,000	0	0.0%
高額療養費	2,227,518	2,227,518	0	556,879	100.0%
高額介護合算療養費	100,000	0	100,000	0	0.0%
移送費	50,000	0	50,000	0	0.0%
小 計	9,304,270	9,134,270	170,000	2,283,567	98.2%

※1人当たり平均給付費は、令和3年度の退職被保険者等数年度平均の4人で決算額を割った金額としています。

(一般被保険者分+退職被保険者等分)

(単位:円)

区 分	予算現額	決算額	不用額	1人当たり平均給付費	執行率
療養給付費	232,572,469,908	22,682,159,966	209,890,309,942	251,666	9.8%
療養費	316,732,000	278,651,869	38,080,131	3,091	88.0%
高額療養費	3,247,214,092	3,247,214,092	0	36,028	100.0%
高額介護合算療養費	7,508,000	5,053,584	2,454,416	56	67.3%
移送費	100,000	0	100,000	0	0.0%
小 計	236,144,024,000	26,213,079,511	209,930,944,489	290,842	11.1%

※1人当たり平均給付費は、令和3年度の全被保険者数年度平均の90,128人で決算額を割った金額としています。

①

(その他の給付)

区 分	件数(件)	給付額(円)
出産育児一時金	292	120,781,900
葬祭費	477	25,410,000
傷病手当金	70	7,826,989
審査支払手数料	1,460,316	56,214,862
小 計	1,461,155	210,233,751

②

支出済額

①+② = 26,423,313,262 円

「市川市国民健康特別会計」の財政状況について

(保健部 国民健康保険課)

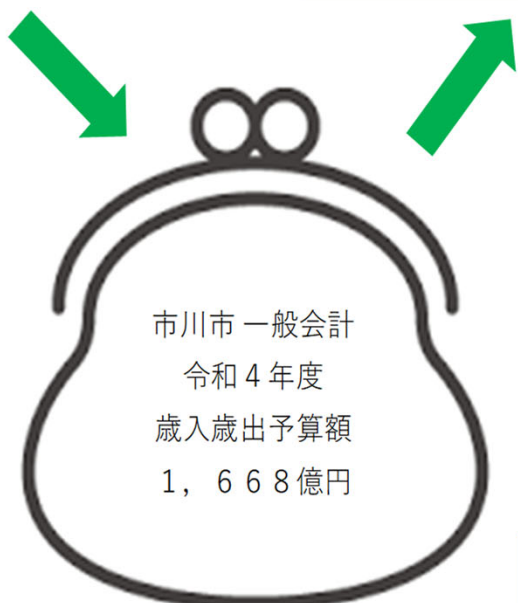
1. 国保をめぐる動き
 2. 赤字削減・解消に向けた現在の取り組み
 3. 国保特会の財政状況
 4. 現在の保険税率と標準保険税率
 5. 近隣市の保険税(料)の状況
- ～まとめ～

一般会計と特別会計の関係

対象：全ての市川市民

歳入（収入）
市税、国・県補助金など

歳出（支出）
公共事業費、教育費など



市川市 一般会計
令和4年度
歳入歳出予算額
1,668億円

対象：市川市民のうち国保加入者

歳入（収入）
保険税、国・県補助金など

歳出（支出）
保険給付、事業納付金など



国民健康保険
特別会計
令和4年度
約389億円

法定繰入金（法律で規定されるもの）
人件費、事務費、保険税軽減分の補填など



法定外繰入金（法律の規定がないもの）
基金積立金、保健事業の財源不足額、
決算補填を目的とするもの（赤字繰入）など

国保制度改革に伴い
国から早期の削減・解消が
求められている！

※特別会計とは

特定の歳入・歳出をもって一般会計と区分して
経理することにより特定の事業や資金運用の状
況を明確化するものです。

1. <国保をめぐる動き>

① 国民健康保険制度改革

H30.4 国保制度改革(都道府県が国保の財政運営の責任主体となる)

これまで市町村単位で運営されていた国民健康保険は都道府県単位の財政運営となり、全県の被保険者の医療費を被保険者数や所得によって各市町村に割り当てられる納付金(国民健康保険事業納付金)で負担する仕組みとなりました。

この制度改革に伴い・・・

- 国保制度改革に合わせ令和5年度までに **“赤字繰入解消”** が求められる。
- 国保事業納付金を納付するために必要な **“標準保険税率”** が示される。
- 将来的に都道府県ごとに **“保険税水準の統一”** を目指すこととされる。

1. <国保をめぐる動き>

② 本市の国民健康保険の状況

- (1) 被用者保険の適用拡大、団塊世代の後期高齢者制度への移行等により 被保険者数は年々減少
- (2) 被保険者数の減に伴う保険税収入減少の一方、医療の高度化や被保険者の高齢化等により 1人当たりの保険給付費は年々増加
- (3) 保険税収入の減少、1人当たりの保険給付費の増加により、財政収支は年々悪化。このままでは 赤字繰入の削減・解消は極めて困難な状況

2. <赤字削減・解消に向けた現在の取り組み>

○「赤字繰入削減・解消計画」の策定・実施

平成31年3月に計画を策定し、令和5年度までの赤字繰入の削減・解消を目標に取り組んでいます。（計画期間 平成30年度～令和5年度）

【計画の概要】

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 収入の確保 | ・滞納処分の強化などによる保険税収納率の向上
・適正な保険税率等の設定 |
| (2) 医療費の適正化
(支出の抑制) | ・ジェネリック医薬品の使用促進
・糖尿病性腎症重症化予防事業の推進
・健診、特定保健指導などの保健事業の推進 など |

3.<国保特会の財政状況>

① 一般会計からの法定外繰入の状況

本市では、毎年度10億円を超える法定外繰入を行っています。

	H30年度決算	R元年度決算	R2年度決算	R3年度決算	R4年度当初
法定外繰入金	10億8,713万円	14億 633万円	14億2,071万円	14億7,456万円	10億2,436万円
事務費	620万円	604万円	603万円	107万円	746万円
保健事業費	2億3,999万円	2億2,860万円	2億1,267円	2億2,520万円	2億7,520万円
基金積立金	1億2,169万円	4億6,000万円	5億7,000万円	5億5,000万円	0円
赤字繰入金	7億1,925万円	7億1,169万円	6億3,201万円	6億9,829万円	7億4,170万円

3. <国保特会の財政状況>

② 赤字繰入金の内訳

赤字繰入の主な原因は、県に納付する国民健康保険事業納付金の財源不足。

	H30年度決算	R元年度決算	R2年度決算	R3年度決算	R4年度当初
赤字繰入金	7億1,925万円	7億1,169万円	6億3,201万円	6億9,829万円	7億4,170万円
保険給付費（市単独分）	8,037万円	7,232万円	6,978万円	6,888万円	6,596万円
国保事業納付金	5億1,130万円	5億8,102万円	5億2,616円	5億8,180万円	6億6,574万円
その他	1億2,758万円	5,835万円	3,607万円	4,761万円	1,000万円

3. <国保特会の財政状況>

③ 国民健康保険財政調整基金の状況

毎年度、数億円の積立てを行うも、各年度の決算を赤字としないために数億円の取崩しを行わざるを得ない状況にあり、基金を積み上げることができない状況となっています。

	H30年度決算	R元年度決算	R2年度決算	R3年度決算	R4年度当初
年度当初残高	3億9,027万円	5億1,200万円	8億7,228万円	9億4,269万円	7億4,333万円
積立額	+1億2,173万円	+4億6,028万円	+5億7,041万円	+5億5,064万円	+31万円
取崩額	0円	▲1億円	▲5億円	▲7億5,000万円	▲6億5,000万円
年度末残高	5億1,200万円	8億7,228万円	9億4,269万円	7億4,333万円	9,364万円

3. <国保特会の財政状況>

④ 実質赤字額の状況

赤字繰入金に基金取崩額を合わせた実質赤字額は年々増加。

「赤字繰入削減・解消計画」策定時に削減目標とした赤字額(平成28年度の赤字繰入額11億1,500万円)を上回る赤字状態となっています。

	H30年度決算	R元年度決算	R2年度決算	R3年度決算	R4年度当初
赤字繰入金	7億1,925万円	7億1,169万円	6億3,201万円	6億9,829万円	7億4,170万円
基金取崩額	0円	1億円	5億円	7億5,000万円	6億5,000万円
計(実質赤字額)	7億1,925万円	8億1,169万円	11億3,201万円	14億4,829万円	13億9,170万円

4. <現在の保険税率と標準保険税率>

① 本市の保険税の構成

(1) 賦課区分は、医療分、後期高齢者支援分、介護分の3区分で構成。

○医療分……医療費に充てられる保険税。

○支援分……後期高齢者支援制度への支援金に充てられる保険税。

○介護分……40歳から64歳の被保険者の介護保険への納付金に充てられる保険税。

(2) 賦課区分ごとに、個人の所得能力に応じて負担する応能割(所得割)と全ての被保険者(高齢者・子ども含む)が負担する応益割(均等割・平等割)を算出・合算して保険税額を確定。

4. <現在の保険税率と標準保険税率>

② 本市の保険税率と標準保険税率(令和4年度)の状況

		医療分	支援分	介護分	合計	内容
市川市 保険税率 (1)	所得割	7.30%	1.45%	1.50%	10.25%	前年の世帯所得を基に算定
	均等割	12,000円	6,800円	10,800円	29,600円	加入者1人あたりの金額
	平等割	20,400円	—	—	20,400円	加入1世帯あたりの金額
標準 保険税率 (2)	所得割	8.37%	2.15%	2.31%	12.83%	※県に納付する国保事業納付金を賄うために必要とされる理論上の保険税率
	均等割	13,816円	10,175円	15,962円	39,953円	
	平等割	23,418円	—	—	23,418円	
乖離幅 (1)-(2)	所得割	▲1.07%	▲0.70%	▲0.81%	▲2.58%	※全ての項目において本市の税率は標準税率を下回っている
	均等割	▲1,816円	▲3,375円	▲5,162円	▲10,353円	
	平等割	▲3,018円	—	—	▲3,018円	

4. <現在の保険税率と標準保険税率>

～参考～ 国保事業納付金と課税状況

国保事業納付金の主な財源である国保税の課税状況は下記の通り。

	H30年度決算	R元年度決算	R2年度決算	R3年度決算	R4年度当初
国保事業納付金 (1)	124.77 億円	121.11 億円	120.11 億円	120.32 億円	117.86 億円
標準税率による課税額 (2)	119.00 億円	117.63 億円	115.24 億円	117.48 億円	116.87 億円
標準税率での財源不足額 (2)-(1)	▲ 5.77 億円	▲ 3.48 億円	▲ 4.87 億円	▲ 2.84 億円	▲ 0.99 億円
本市税率による課税額 (現年分) (3)	93.69 億円	91.27 億円	90.22 億円	88.36 億円	86.18 億円
本市税率での財源不足 (3)-(1)	▲ 31.08 億円	▲ 29.84 億円	▲ 29.89 億円	▲ 31.96 億円	▲ 31.68 億円
標準税率と本市税率での差 (3)-(2)	▲ 25.31 億円	▲ 26.36 億円	▲ 25.02 億円	▲ 29.12 億円	▲ 30.69 億円

4. <現在の保険税率と標準保険税率>

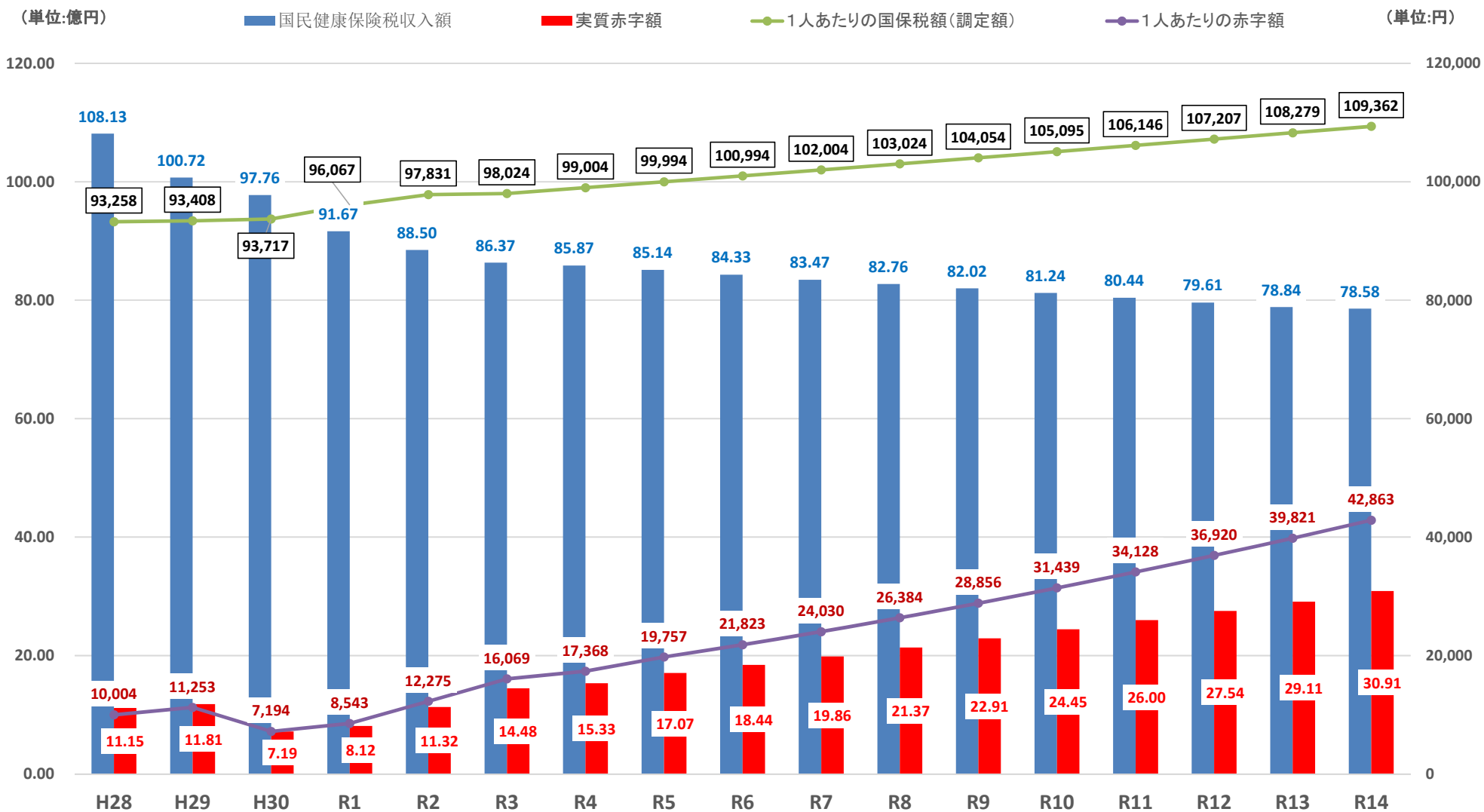
③ 保険税の主な軽減・減免

- (1) 低所得者世帯は、均等割額と平等割額の **”7割、5割、2割を軽減”**
 - (2) **“未就学児は、均等割額の2分の1を軽減”** ※令和4年度から導入された国の制度
 - (3) 市単独事業として **”18歳以下(未就学児を除く)の均等割額を2分の1減免”**
- ※(2)、(3)は7割、5割、2割軽減該当世帯は、軽減後の均等割額の1/2を軽減又は減免

	医療分		支援分	介護分
	均等割額	平等割額	均等割額	均等割額
軽減なし世帯	12,000 円	20,400 円	6,800 円	10,800 円
18 歳以下	6,000 円	—	3,400 円	—
7 割軽減世帯	3,600 円	6,120 円	2,040 円	3,240 円
18 歳以下	1,800 円	—	1,020 円	—
5 割軽減世帯	6,000 円	10,200 円	3,400 円	5,400 円
18 歳以下	3,000 円	—	1,700 円	—
2 割軽減世帯	9,600 円	16,320 円	5,440 円	8,640 円
18 歳以下	4,800 円	—	2,720 円	—

～参考～ 現在の保険税率を維持した(税率改正しない)場合の将来推計

○ 令和14年度には、実質赤字額が30億円を超える見通しとなっています。



5. <近隣市の保険税(料)の状況>

① 令和4年度の保険税(料)率

本市の保険税率は全ての被保険者が負担する均等割額が1万円以上低く抑えられており、保険税率全体でも近隣市と比較して低い水準となっています。

		市川市	5市平均	千葉市	船橋市	松戸市	浦安市	柏市
医療分	所得割	7.30%	6.72%	6.71%	6.50%	7.52%	6.66%	6.23%
	均等割	12,000円	22,660円	19,920円	32,360円	19,500円	17,400円	24,720円
	平等割	20,400円	15,728円	24,000円	—	18,000円	24,400円	12,240円
支援分	所得割	1.45%	2.40%	2.66%	2.63%	2.24%	2.13%	2.35%
	均等割	6,800円	9,630円	7,680円	8,590円	8,000円	12,000円	11,880円
	平等割	—	1,848円	9,240円	—	—	—	—
介護分	所得割	1.50%	1.71%	2.32%	1.20%	1.61%	1.45%	1.97%
	均等割	10,800円	12,206円	10,560円	9,610円	12,900円	13,200円	14,760円
	平等割	—	1,608円	8,040円	—	—	—	—
合計	所得割	10.25%	10.84%	11.69%	10.33%	11.37%	10.24%	10.55%
	均等割	29,600円	44,616円	38,160円	50,560円	40,400円	42,600円	50,760円
	平等割	20,400円	19,184円	41,280円	—	18,000円	24,400円	12,240円

5. <近隣市の保険税(料)の状況>

② モデルケース別の保険税(料)の試算額

本市の保険税額は、全てのケースで最も低い金額となっています。

構成	年齢	世帯所得	軽減状況	市川市	5市平均	千葉市	船橋市	松戸市	浦安市	柏市
単身世帯	40歳～64歳 (介護納付金分の課税がある方)	43万円	7割軽減	14,900円	18,980円	23,600円	15,000円	17,400円	20,000円	18,900円
		71.5万円	5割軽減	54,100円	62,620円	72,900円	54,600円	61,400円	62,500円	61,700円
		95万円	2割軽減	93,100円	107,240円	124,200円	94,000円	105,700円	106,700円	105,600円
		120万円	軽減なし	128,800円	147,100円	169,300円	130,000円	145,800円	145,700円	144,700円
	上記以外の方 (介護納付金分の課税がない方)	43万円	7割軽減	11,700円	14,900円	18,100円	12,200円	13,600円	16,100円	14,500円
		71.5万円	5割軽減	44,500円	50,880円	57,000円	46,400円	50,400円	51,800円	48,800円
		95万円	2割軽減	76,700円	87,340円	97,300円	80,100円	87,100円	88,600円	83,600円
		120万円	軽減なし	106,500円	120,180円	132,900円	111,200円	120,600円	121,400円	114,800円
父子・母子世帯 (親1人+未就学児1人)	40歳～64歳	150万円	軽減なし	169,000円	193,940円	208,900円	181,400円	193,700円	191,100円	194,600円
		200万円		220,200円	248,360円	268,600円	233,000円	250,500円	242,300円	247,400円
	上記以外の方	150万円		142,200円	161,860円	165,500円	159,000円	163,600円	162,400円	158,800円
		200万円		185,900円	207,520円	212,400円	204,600円	212,400円	206,400円	201,800円
子育て世帯 (夫婦+未就学児2人)	40歳～64歳	300万円	軽減なし	361,700円	419,160円	445,500円	407,400円	418,300円	402,000円	422,600円
		500万円		566,700円	635,880円	679,300円	614,000円	645,700円	606,800円	633,600円
	上記以外の方	300万円		301,600円	349,260円	356,800円	357,400円	351,200円	338,400円	342,500円
		500万円		476,600円	531,780円	544,200円	540,000円	546,400円	514,200円	514,100円

5. <近隣市の保険税(料)の状況>

③ 令和3年度決算の法定外繰入金と基金繰入金(取り崩し額)

保険税率の水準が比較的高い松戸市や柏市は法定外繰入金が、千葉市は赤字繰入金が解消されています。

一方、保険税率の水準が比較的低い船橋市や浦安市は、本市同様に赤字繰入が生じるなど、保険税率の水準と財政状況がリンクしていることが確認できます。

	市川市	千葉市	船橋市	松戸市	浦安市	柏市
法定外繰入金	14億7,456万円	5億1,648万円	19億7,600万円	0円	5億6,577万円	0円
赤字繰入金	6億9,829万円	0円	13億8,204万円	0円	4億4,302万円	0円
その他	7億7,627万円	5億1,648万円	5億9,396万円	0円	1億2,275万円	0円
(参考) 基金繰入金	7億5,000万円	0円	7,200万円	12億7,463万円	0円	8億8,245万円

【まとめ】

多くの市民が加入する国民健康保険制度を
”**持続可能な制度**” とするためには、赤字の
早期削減・解消が必須であり、これまでの市
の取り組みを一層推進するほか ”**保険税の
見直し**” にも取り組む必要がある。